

平成25年労第230号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、会社Aにおいて、葬祭全般の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に重量が40kg程度の葬祭用具を軽トラックに積み込み作業中、同用具を下支えしていて、バランスを崩し、転倒して負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同月〇日にBクリニックに受診し、「外傷性頸椎神経根炎、頸椎捻挫、腰椎捻挫、外傷後不眠症」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び請求代理人は、頭部打撲による高次脳機能障害が残存しており、上位の障害等級に該当すると主張するので、以下において検討する。
- (2) まず、本件事故時の状況について確認すると、重量が40kg程度のコンパネボード（幅2m、縦1.8m位）を軽トラックの荷台（高さ60cm前後）に積み込むために下で支えていたところ、転倒して負傷したことが認められる。その後、請求人は受傷日から2日後にBクリニックに受診し、「頸椎捻挫、腰部捻挫」等の傷病名により加療を受けたことが認められるが、上記事故の状況や、その後の医療機関への受診状況等からすると、請求人が本件事故時に頭部に受けたと思われる外力はそれほど著しいものではなかったと推認される。
- (3) ところで、高次脳機能障害は、脳の器質的病変に基づくものであり、一般的に多彩な臨床症状の根拠としての神経学的異常が認められ、かつ、それら神経学的異常をもたらす脳内の損傷部位が当該神経の機能異常や画像所見等により検出・説明し得るものでなければならぬとされている。

本件において、「高次脳機能障害」と診断したC医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、画像診断結果等について、「D医師の平成〇年〇月〇日の診療情報提供書に『左小脳半球辺縁部にT1 low, T2WIでhigh density域が散在する。』とあり、CDで確認した。重心動揺検査にて脳性の異常所見あり。」との意見を述べているが、一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で要旨、高次脳機能障害を示すことの可能なF病院で行われた脳MRIでの所見は存在せず、また、請求人の自己申立書による症状でも、高次脳機能障害を示す症状は存在しないとの意見を述べている。

当審査会としても、請求人の受傷時の状況や関係する医証などを精査した結果、E医師の意見を妥当なものと判断する。したがって、請求人が訴える症状は、本件事故に起因して発症した高次脳機能障害による症状であると認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。